

明監報第16号

文化・スポーツ部定期監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成27年(2015年)10月27日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星 川 啓 明

同 千 住 啓 介

同 宮 坂 祐 太

文化・スポーツ部定期監査の結果について

I 監査の対象

文化・スポーツ部

文化振興課 スポーツ振興課

生涯学習室

生涯学習センター 高齢者大学校あかねが丘学園

II 監査の期間

平成27年8月21日から平成27年10月27日まで

III 監査の範囲

平成27年6月末日現在における財務に関する事務

IV 監査の方法

文化・スポーツ部各課から予算の執行状況、物品の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 文書事務
- (9) 出張命令

V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであるが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかし、次のような事例が見受けられたので、現金等の適切な管理については、改善措置を講じられるとともに、財務事務等が適正に執行されるよう要望する。

また、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じられたい。

1 現金等の適切な管理について

生涯学習センター（以下「センター」という。）においては、現金や切手等を金庫で保管しており、出納簿や切手受払簿等で現金残高や切手の使用状況等を管理している。

前年度に実施した準公金に係る行政監査において、金庫内に未整理のまま保管されている準公金（商品券等）があったことから、その整理を口頭により指示したところである。

しかしながら、今回の監査においても、当該事例とは異なる未整理の現金や商品券等が保管されており、口頭での指示事項が改善されていない状況にあることが判明した。

センターは、現金等の取扱いが多いことから、日頃から現金等の適切な出納管理を行うとともに、金庫内の保管物の把握に努め、再発防止のための改善措置を講じられたい。

2 財務事務等の適正な執行について

契約等の財務事務や文書事務などの一部において、事務に係る法令等に対する理解不足やチェック体制が不十分なことに起因する誤りが見受けられた。

このような誤りを防止するため、職員に対する指導、研修を行い、事務処理能力の向上を図るとともに、チェック体制を検討されるなど適正に事務が行われるよう要望する。